

食品中の放射性物質の検査について

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課



Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 食品中の放射性物質への対応（１）

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定（24年4月1日～）



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)
検査実施状況：23年3月18日～24年3月31日 137,009件、うち暫定規制値超過 1,204件
24年4月 1日～24年5月17日 23,657件、うち基準値超過 636件



■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

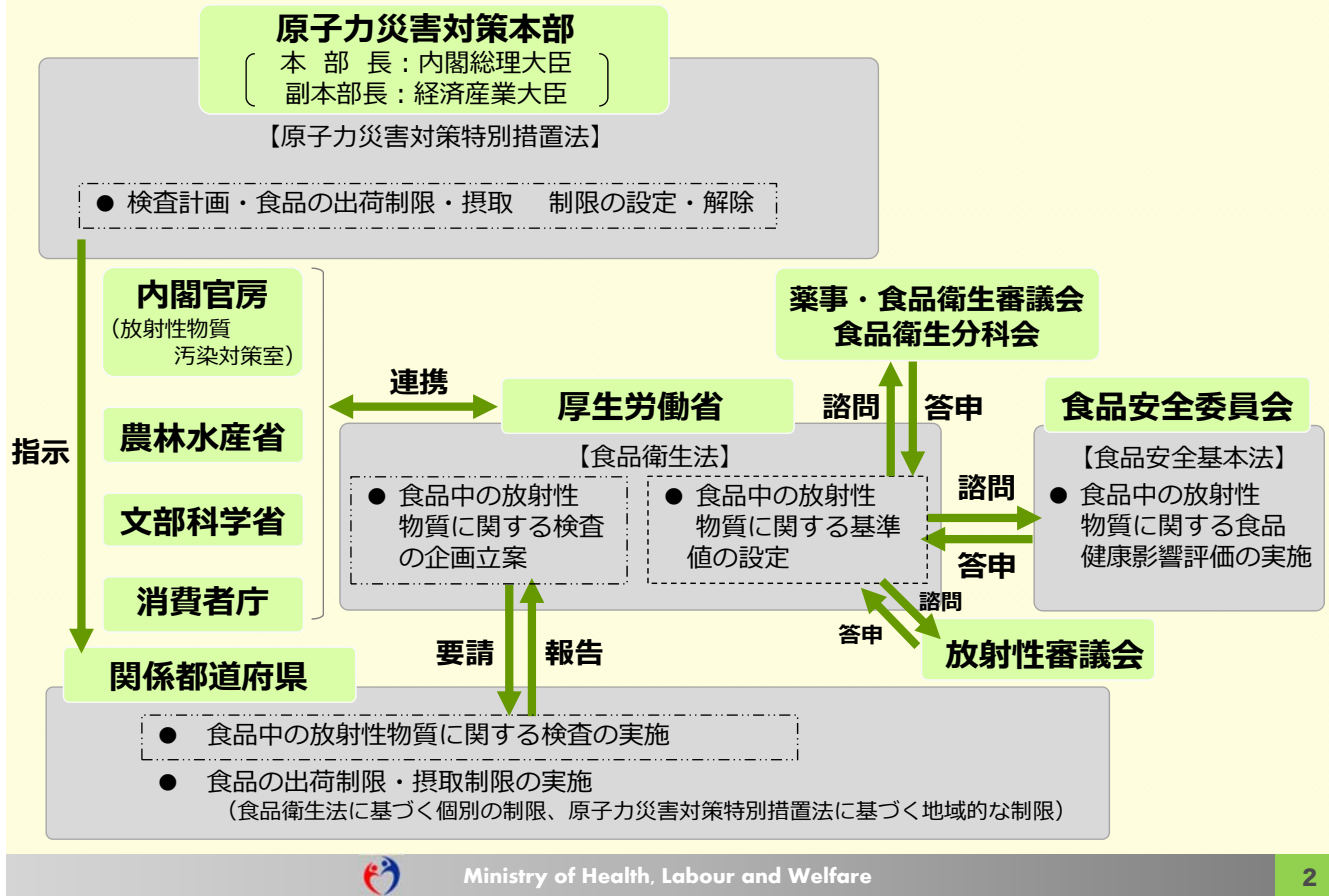
【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下



Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



2

■ 食品中の放射性セシウムに関する検査計画（1）

原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体（17都県）
過去の出荷指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施



**各都道府県に対し、検査計画の策定、
検査の実施を通知**
 （対象以外の自治体における検査の実施を含む）

■ 食品中の放射性セシウムに関する検査計画（２）

	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県			青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50Bq/kg 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村	>50Bq/kg 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村
>100 Bq/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50～100 Bq/kg	3検体以上	1検体以上	－	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	－
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して1～2週に1回		
牛肉	農家毎に3か月に1回			岩手県は農家毎に3か月に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注) 50Bq/kgを超える放射性セシウムを検出した都県で対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産魚	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定



■ 食品中の放射性セシウムに関する検査計画（３）

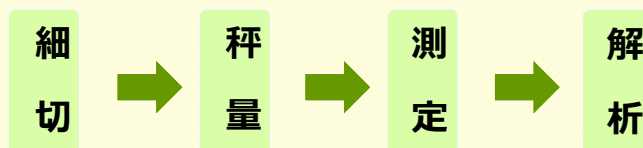
品目	主な内容
野菜、 果実類等	出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査。
乳	クーラーステーション又は乳業工場で検査。
茶	一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施。主要産地で、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階に荒茶（飲用状態）を検査。
水産物	内水面 河川、湖沼等の漁業権等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要地域で検査。
	沿岸 水揚げ、漁業権、漁業許可等、漁場・漁期を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚げ港において検体採取。表層、中層、底層、海藻等、主要品目を検査。
	沖合 回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖（県境の正東線で区分）の主要水揚げ港等で検体採取。
小麦	カントリーエレベーター又は保管倉庫でロット単位※で（＜300t）検査。H23産で50 Bq/kgを超えた県は全ロット検査。その他の県は最初のロットが50 Bq/kgを超過した地域は全ロット検査。
牛肉	3か月に1回の農家ごとの検査に基づき、管理が可能な牛の種類、飼養地域又は飼養農家等の範囲で出荷制限を設定・解除。
米	市町村ごとに出荷開始前に検査。H23年産で50 Bq/kgを超える農家については綿密な検査。その他は地域の作付面積、H23年産の検査結果等に応じ別途検査点数を設定。全量全袋検査は作付け制限・出荷制限対象地域のうち、安全管理体制の整備等を前提に出荷制限が解除され、作付が認められた区域、旧緊急時避難準備区域を対象。出荷制限は市町村、旧市町村などの地理的範囲が明確になる単位で設定。



■食品中の放射性セシウムに関する検査の手順

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法（最終改正：平成24年3月）
← 平成23年7月、短時間で多数の検査を実施するため導入

<測定の流れ>



牛肉



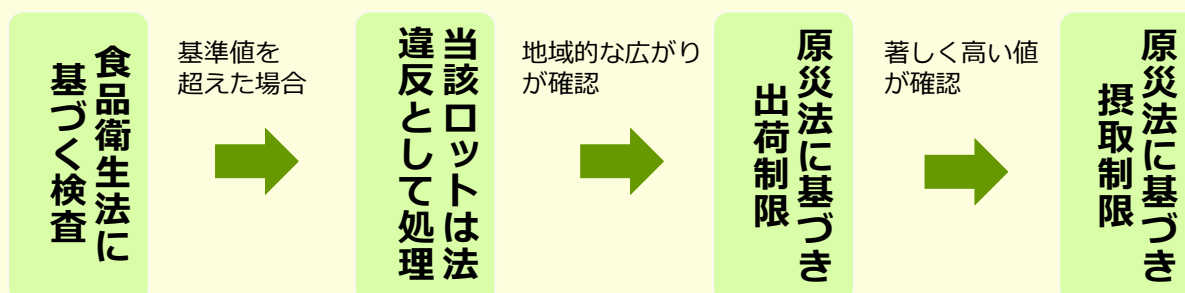
野菜



■原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限（1）

Ⅲ. 出荷制限等

- 原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づく指示
- 出荷制限等の設定・解除の考え方を明確化
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」



■原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限（2）

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、複数区域に分割※。

※管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下



■原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品（5月18日時点）

県名	出荷制限品目
福島県	（一部地域）原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類（野生のものに限る。）、 <u>タケノコ、わさび（畑において栽培されたものに限る。）、くさそてつ（ごごみ）、たらめ（野生のものに限る。）、ふきのとう（野生のものに限る。）、こしあぶら、ぜんまい、わらび、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米（平成23・24年産）、ヤマメ（養殖を除く。）、ウグイ、アユ（養殖を除く。）、イワナ（養殖を除く。）、コイ（養殖を除く。）、フナ（養殖を除く。）、イノシシ肉、クマ肉</u> （全域）イカナゴの稚魚、牛肉 注1）
茨城県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）、タケノコ、こしあぶら（野生のものに限る。）、茶、シロメバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマス（養殖を除く。）、ギンナ（養殖を除く。）、ウナギ</u> （全域）イノシシ肉 注1）
栃木県	（一部地域）茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）、タケノコ、くさそてつ（ごごみ）、こしあぶら（野生のものに限る。）、さんしょう（野生のものに限る。）、ぜんまい（野生のものに限る。）、たらめ（野生のものに限る。）、わらび（野生のものに限る。）、ウグイ（養殖を除く。）、</u> （全域）牛肉 注1）、イノシシ肉 注1）、シカ肉
千葉県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地・施設栽培）、たけのこ、茶</u>
神奈川県	（一部地域）茶
群馬県	（一部地域） <u>ヤマメ（養殖を除く。）、茶</u>
宮城県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）、タケノコ、くさそてつ（ごごみ）、こしあぶら、ぜんまい、スズキ、マダラ、ヒガンブ、イワナ（養殖を除く。）、ヤマメ（養殖を除く。）、ウグイ</u> （全域）牛肉 注1）
岩手県	（一部地域） <u>原木シイタケ（露地栽培）、こしあぶら、ぜんまい、わらび（野生のものに限る。）、マダラ、イワナ（養殖を除く。）、ウグイ</u> （全域）牛肉 注1）

注1）福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2）**太字**については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。



■ 食品中の放射性セシウムに関する検査結果の公表

各自治体等で実施された検査結果について、

- 厚生労働省で取りまとめホームページで公表
- 地図上にわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査計画・実施状況をホームページで公表

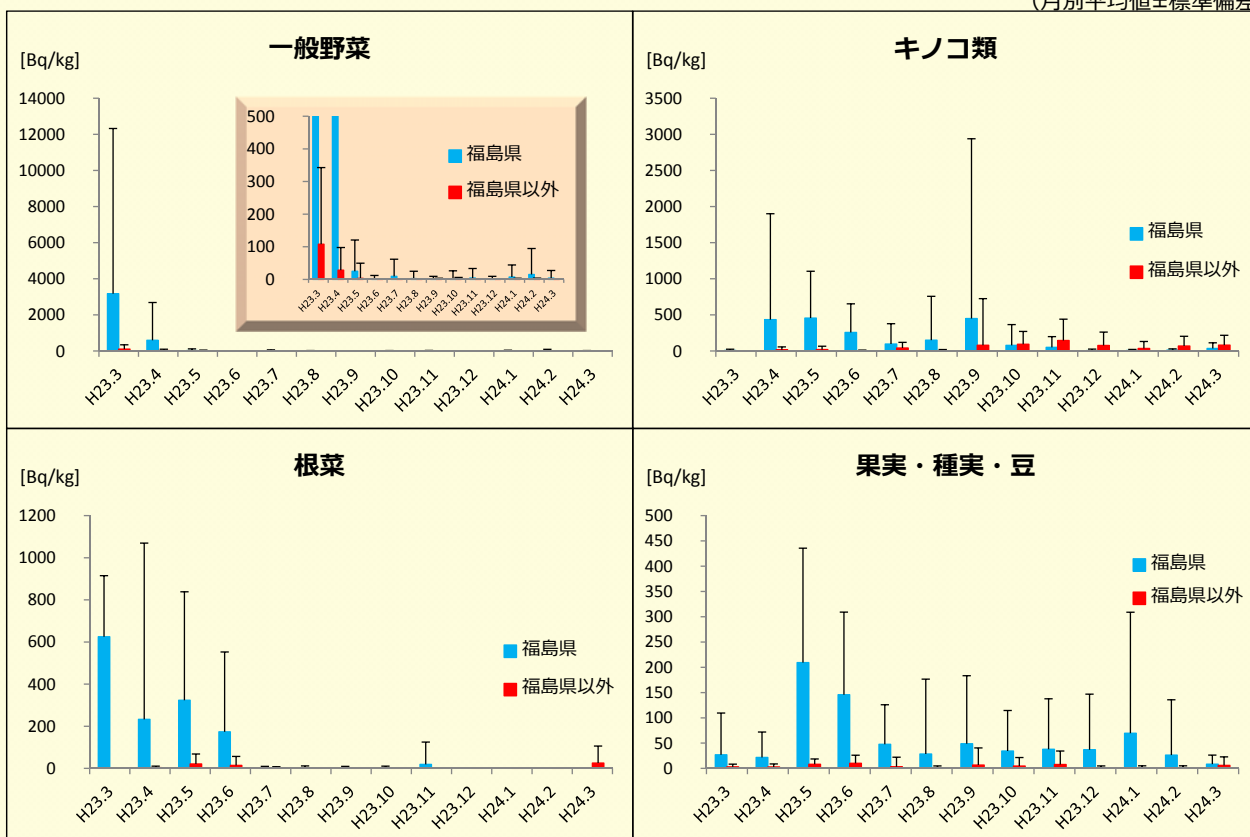


Ministry of Health, Labour and Welfare

10

■ モニタリング検査における放射性セシウム推移（１）

(月別平均値±標準偏差)

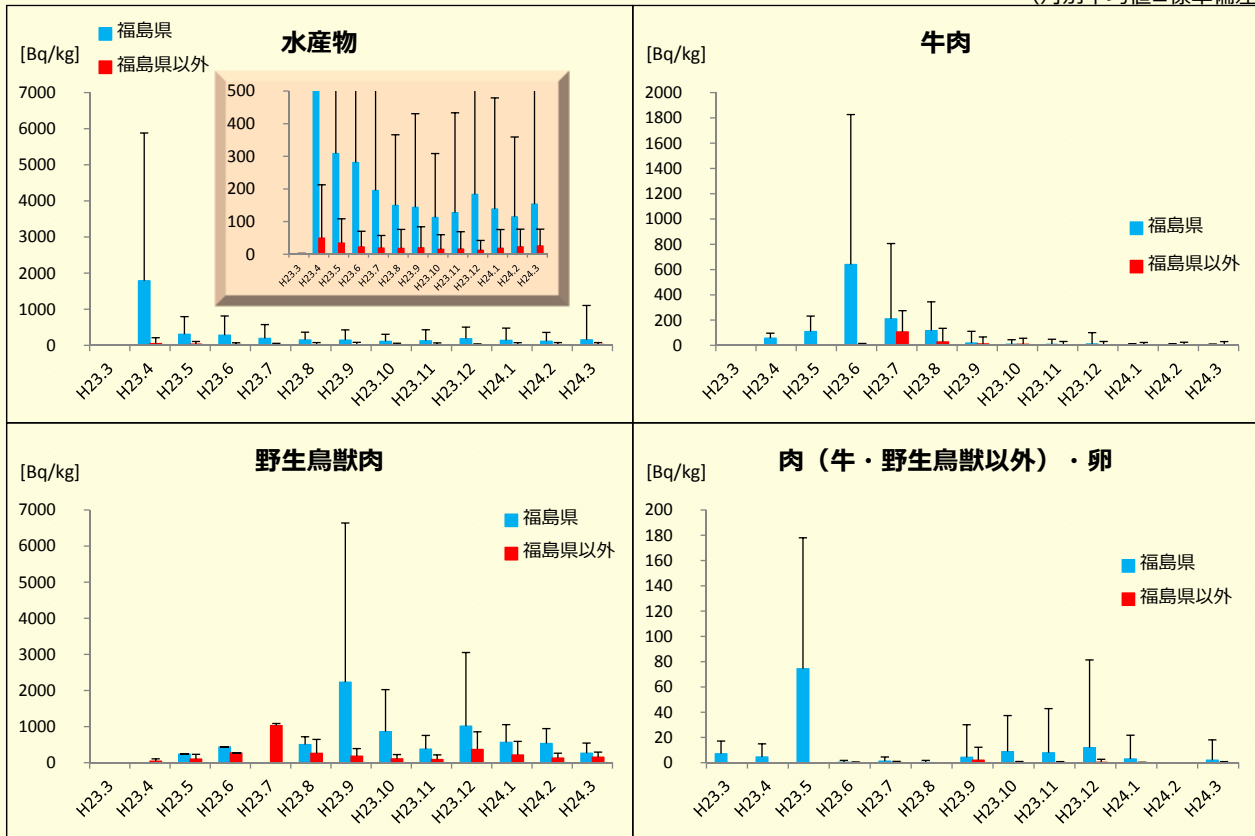


Ministry of Health, Labour and Welfare

11

■ モニタリング検査における放射性セシウムの推移（２）

(月別平均値±標準偏差)

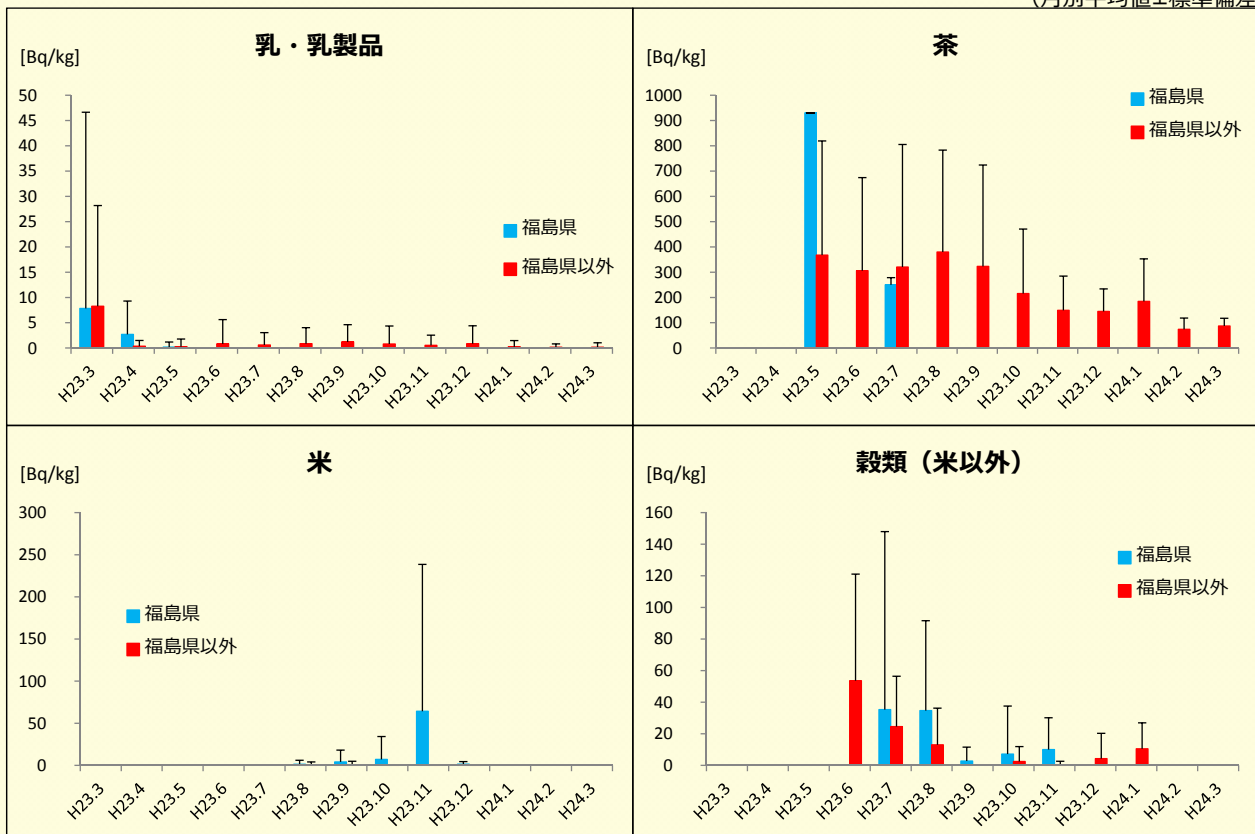


Ministry of Health, Labour and Welfare

12

■ モニタリング検査における放射性セシウムの推移（３）

(月別平均値±標準偏差)



Ministry of Health, Labour and Welfare

13

■食品の検査体制整備等への国の支援

- 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援
- 流通段階の買上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請
- 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、基準値を超えなかったものも含め、迅速に公表
- 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施
 - (厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区の行う食品衛生法に基づく食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助
 - (農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等の食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する支援
 - (消費者庁) 住民が消費する食品中の放射性物質検査を行おうとする都道府県、市町村への機器貸与



引き続き、関係省庁が連携して、地方自治体でのモニタリング検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努める。



■参考

● 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

- トップページ「東日本大震災関連情報（厚生労働省からのお知らせ）」
- 食品中の放射性物質への対応

● 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

- 東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～

